

和光市協働指針

— 協働による住みよいまちづくりをめざして —

(平成 24 年 月改定)

埼玉県 和光市

沿革

平成19年8月 制定
平成24年 月 改定

目 次

1 指針改定にあたって	4
(1) 改定の背景	
(2) 指針の趣旨	
2 協働についての現状と課題	6~7
(1) 市の現状	
(2) 市民の現状	
(3) 課題	
3 協働についての基本的な考え方	8~13
(1) 協働の意義	
(2) 協働を進める上での基本原則	
(3) 協働の主体と主な特性	
(4) 協働に関する活動領域	
(5) 協働の形態	
4 協働の推進に向けて	14~17
(1) 意識啓発と相互理解の推進	
(2) 協働に関する情報の共有	
(3) 協働システムの構築	
(4) 協働の環境整備	
5 今後に向けて	17

1 指針改定にあたって

(1) 改定の背景

「和光市協働指針」は、市民と市が協働を進めていくため、協働の考え方やその進め方を共有することを目的として、平成19年8月に策定したものです。指針で定めた4つの方針に基づき、協働事業提案制度の策定や市民協働推進センターの設置など、協働体制や制度を構築することができました。その結果として、福祉や環境分野を中心に、市民と市の協働事業が増え、地域課題の解決に向け取り組みが推進されています。

また、策定して5年が経過し社会状況が変化したことや、平成23年3月11日に起きた東日本大震災をきっかけに、市民と市のコミュニティや地域に対する意識の高まりが見られます。

これらの状況を踏まえ、住民自治に向け市民との協働をさらに推進するため、本指針を改定します。

(2) 指針の趣旨

今日、急激な少子高齢化、高度情報化、国際化などの社会状況がますます進む中、本格的な地方分権社会の進展とともに、地方自治体は、国への依存体質から脱却し、地域の特性を生かした特色のある自立したまちづくりが強く求められています。

これまで地方自治体は、公共サービスについて、広く公平で均一的なサービスの提供を中心していましたが、これからは、住民の価値観、ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化、高度化に対応した、より柔軟できめ細やかなサービスが求められています。しかしながら、一方で財源と人員は限られています。こうした社会情勢を背景に、これらの公共サービスは地方自治体だけが提供していくものではなくなりつつあります。実際に近年、自治意識を持った住民や団体等が、行政と連携、協力し、多様なニーズに対応した公共サービスの一翼を担いはじめています。

このような大きな変化の中、和光市においても、地域の特性を生かしつつ、自立した、まちづくりを実現していくために、市民と市がともに公共を支えていくことが必要です。

また、市民が公共を担い、自分が所属するコミュニティをより良くするために、地域活動を行うことで、安心かつ、市民一人ひとりが生き生きと輝き、住んでいることを誇りに思え、市に愛着や帰属意識が生まれるような魅力的な地域づくりができるようになります。

市では、第四次和光市総合振興計画において、市民と市との協働を推進することを定めています。そのためには、市の職員と市民が協働に関する理解を深め、協働の仕組みを構築していかなければなりません。

この和光市協働指針は、市民と市が協働を進めていくため、協働の考え方やその進め方を共有することを目的として策定しました。

注 市民 この指針でいう市民とは、住民（市内に居住する人）、地域活動団体（自治会等）、市民活動団体（NPO 法人・ボランティア団体等）、企業など和光市のまちづくりを担うすべての主体のことをいいます。

市 この指針でいう市とは、一定の地域及びそこに住む住民を存立の基礎とし、その地域における行政事務を住民の自治によって行う団体（地方自治体）のことをいいます。

2 協働についての現状と課題

(1) 市の現状

当市は交通利便性の高い東京郊外の住宅都市であり、都市化の進展に伴って人口が増加しています。市の特徴として、単身世帯が多いこと、人口に占める20～30歳代の比率が高いこと、転入転出が多いこと、都心に職場を持つ人が増加していることなどが挙げられます。

市は、市政運営の基本方針として、「市政の主役は市民である」との基本理念の下に、平成16年1月に「和光市市民参加条例」を施行し、重要な施策を決定するときには、必ず市民の意見を聞くことを制度化しました。しかし、この条例に基づいて保証された市民参加も一部の市民にとどまっているのが現状であり、創意工夫をもって活性化を図る必要があります。

市民との協働の事業は、近年さまざまな分野で進められています。どの分野においても多岐多様にわたり、従来の前例踏襲型の事務の執行では対応しきれないものとなっています。このような中で、市民と市の相互理解、信頼関係を深めていくためには、協働に対する市の基本的なビジョンを設定すること、職員全体の意識の向上を図っていくことなどを総合的に進めていく必要があります。

また、市民協働推進センターを設置したことや、協働事業提案制度を導入したことにより、協働事業に取り組む課や事業は増えました。しかし、事業を実施する上での目標や目的の相互間の共有が図られないまま実施されているのではないかと思われる事業もあります。

今後は、実施した協働事業に対し、協働を実施する上でのプロセスや成果を重視するために、協働事業の評価を導入することが求められています。

(2) 市民の現状

市における地域活動の核となる自治会の世帯加入率は、平成3年をピークに低下傾向を示し、自治会とかかわりを持たない市民が増加しています。**ベッドタウン地域の特徴として、居住地における滞在時間が短いことから、地域や市への関心がない市民が多いことも挙げられます。**

一方、環境や福祉、防犯など、地域における共通の目的のために協力する市民活動は徐々に活性化し、市内を活動の本拠とするNPO法人の数も年々増加しています。**当市の市民活動団体の特徴として、市民活動団体を、ボランティア型の団体とコミュニティビジネスのような事業型の団体の2種類で分類した場合に、和光市では、ボランティア型の団体が多いため、ボランティア型の団体が活動しやすいサポートを行うことが求められます。**

また、平成23年度に実施した「市民活動団体実態調査」結果によると、活動を進めていくうえで、約7割の団体が、人に課題がある（後継者不足、参加者が少ない、新規会員の獲得が難しい等）と答えています。また、6割の団体が組織運営（人員の

固定化、マネージメント能力)に課題があると答えています。一方で、資金や専門性、ネットワーク、情報については、6割の団体が、課題がないと答えています。

団体の活動基盤強化及び発展に結びつく行政からの支援として望まれていることは、貸会議室、市民交流スペース、コピー機、印刷機の利用が上位となっており、交流する場所や資料を印刷できる設備が最も必要なことが分かります。

市政に関心を持ち、まちづくりに参画する意欲を持つ市民は、まだ多くはありません。市と協働の事業を行っていくための知識と経験が市民の側にも不足しており、新たな市民活動を支援し協働をコーディネートしていく中間支援が大きな課題となっています。

(3) 課題

○ 地域に根ざした市民活動により多くの市民が参加するしくみづくり

自治会等を通じた地域活動に、より多くの市民の参加を促し、また新たな市民活動やボランティア活動との連携を図って、各世代がその知識と経験をまちづくりに生かしていくようなしくみを作ることが必要です。

○ 市民参加の推進から協働のしくみづくりへ

政策立案過程における市民の参加だけでなく、まちづくりの課題を市民と市が共有し、それぞれの専門性を生かして、計画、実施、評価、再計画のすべてに関わる協働のまちづくりを進めていくことのできる仕組みを作ることが必要です。

○ まちへの帰属意識をより高めるしくみづくり

自分のまちへの帰属意識を持っている人が少ないため、定年退職などを機に地域で活動できる市民の帰属意識を高め、コミュニティに参加する機会を増やし、コミュニティに携われるしくみを作ることが必要です。

○ 協働をコーディネートし、市民の活動を支援するしくみづくり

市は、行政としての専門性を生かし、協働のパートナーである市民の活動を支援し、振興していくために、協働のありかたを深く理解し、市民に対する支援方法を高めていく必要があります。

一方、市民の側も、継続的な市民活動を通して得た知識や経験を蓄積し、新たな市民活動を支援したり、協働をコーディネートする等の中間支援を行える組織を育てていくことが必要です。

3 協働についての基本的な考え方

(1) 協働の意義

協働とは、異なる組織などが相互に理解し、自立した対等なパートナーとしての立場で、共通の課題や目標に向けて、それぞれの特性を発揮しながら協力して取り組むことです。協働はどのような取組であっても実施しなければいけないというのではなく、協働を行う場合は、お互いの特性を理解し、十分に認め合った上で、より効率的で効果的な方法を選んでいくことが必要です。

このように協働とは、これから課題解決のための一つの手法として捉えていくことが大切であり、市民と市が、様々な結びつきから人と人との和（輪）を広げていくことが、協働の取組の基本となります。

(2) 協働を進める上での基本原則

パートナーとしての関係から、市民と市が協働を円滑に進めていくための以下の6つの基本原則（以下「協働基本原則」といいます。）を定め、これをお互いが理解し、常に協働基本原則に則って取り組んでいくこととします。

① 相互理解の原則

市民と市はお互いの立場や特性が異なるため、十分な対話と合意が必要です。お互いの長所や短所も含めて理解を深め、尊重し、信頼関係を築くことにより、それぞれの役割を確実に果たすことができます。

相手の考え方を十分に理解し、信頼関係が形成されれば、協働はスムーズに行われ、より良い成果も得られます。

また、お互いに信頼関係を損ねることのないよう、常に配慮することが必要です。

② 目的・評価共有の原則

様々な社会的課題や市民ニーズに対応するため、市民と市が共に社会全体の利益である公益を判断して、それを実現していくという考えに基づき、お互いが共通の目的を明確にし、**共有していくことが大切です。**

また、目標を共有した上で、相互に評価・検証することは、協働する両者の信頼関係を深めることや、質を維持向上させることにもつながります。

具体的には、協働事業を始める前に、観察会等のイベントを何回開催するかなど計測可能な実施目標や、参加した人達の意識がどのように変化するか等の定性的な成果目標の設定をすることで、事業実施後に客観的な評価がしやすくなります。

評価をする際には、「事業の評価」と「協働の評価」を分けることが大切です。

事業の評価は、当初設定した成果目標を達成できたことと、想定以上の効果が出せたこと等を確認します。協働の評価は、プロセスの積み重ね（話し合いにおける問題や意識の共有）、広がり（他の団体の参加や受益者の広がりがみられたか）、協働の成果（市民、提案団体、市にそれぞれメリットがあったか）等を確認します。

③ 役割分担明確化の原則

お互いが主体性を持って協働を円滑に進めていくためには、合意の上で、双方が果たすべき役割や責任の分担を明確にすることが必要です。

④ 情報公開の原則

市民と市との協働には、お互いの情報を公開するとともに、協働の過程を明らかにすることが必要です。これは、説明責任を果たすことになり、協働についての社会的な理解が深まります。市は、早期の情報公開に努め、政策立案の段階から市民と共に進めていくことが大切です。

また、第三者への情報公開は、新たなパートナーが協働の取組に参画できる環境づくりにもつながります。

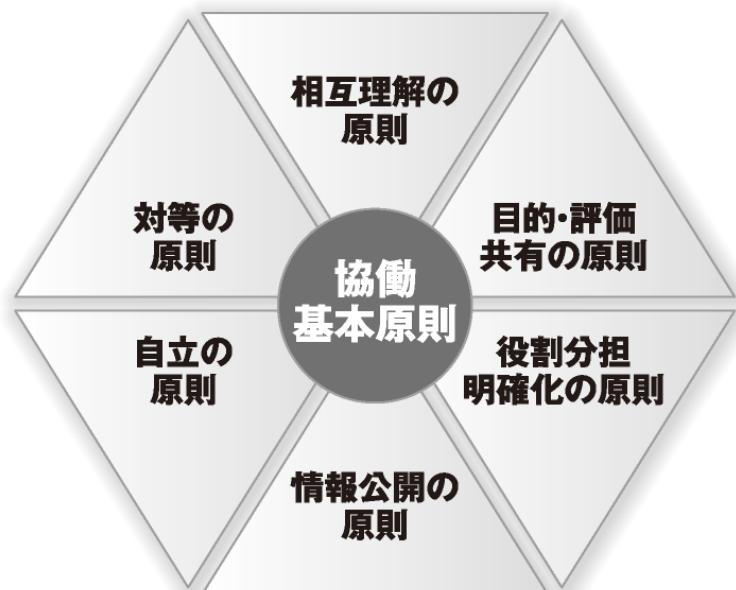
⑤ 自立の原則

市民と市がそれぞれの特性や立場を生かして、主体的に地域の課題を解決していくためには、お互いが依存することなく自立していることが必要です。

自分のプランや考え方を持ち、それぞれの行動に責任を持つことが自立したパートナーのあり方です。

⑥ 対等の原則

協働はお互いの合意により行うものであるため、上下関係ではなく、対等な関係にある人や組織が力を合わせることにより成立します。市は、市民に対する支援者としてではなく、協働のパートナーとして市民と対等の関係であることが大切です。



(3) 協働の主体と主な特性

協働の主体の内容と特性は、次の表のように考えることができます。協働は、お互いの主体の特性を知り、それぞれの特性を十分に生かして進めていくことが大切です。また、市民と市が協働することにより、それぞれの主体が個別に行う以上の効果を得ることができ、豊かなまちづくりへつながります。

協働の主体	内容	主な特性
住民等	市に在住・在勤・在学するなど、日常生活で市とかかわりのあるすべての人	多様性 独創性 自発性
地域活動団体	自治会・育てる会など一定の区域に居住している住民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体	地域性 継続性 共益性
市民活動団体	NPO活動団体、任意の市民活動団体、ボランティア団体など、主に住民等で構成され、営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体	自主性 機動性 専門性
企業等	主に営利を目的に経済活動を行う組織体であるが、企業の社会的責任という概念から、地域と連携した社会貢献活動を行う組織	専門性 先駆性 機動性
公益法人等	営利を目的としない公益的な法人（社会福祉法人等）	共益性 専門性 安定性
国等の機関	国の機関や独立行政法人などの公的な機関であるが、専門的知識や技術を地域に還元する活動も行う場合もある	専門性 安定性 先駆性
市 (地方自治体)	一定の地域及びそこに住む住民を存立の基礎とし、その地域における行政事務を住民の自治によって行う団体	公平性 安定性 専門性

(4) 協働に関する活動領域

市民と市の協働に関する活動領域を表すと次の表のようになります。それぞれの領域の中からお互いの特性を生かしながら協働がふさわしい事業の活動領域（B・C・Dの区分）を協議し、協働を進めていきます。

また、Aの区分の活動領域についても、市は情報の把握に努め、必要であればBの区分の活動領域に移行することを検討するとともに、Eの区分の活動領域につい

ては、市民参加と情報の公開を徹底します。

なお、協働がふさわしい事業は、市民と市がお互いの知識、技術や経験を持ち寄ることにより、効果的で効率的に行うものであり、固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民ニーズによって柔軟にとらえていきます。

領域	市民の活動領域	協働がふさわしい事業の活動領域				市の活動領域
区分	A	B	C	D	E	
内容	市民が市とは関係を持たず、に自主的に活動を行うもの	市民が主体的に実施し、市が協力して事業を行うもの	市民と市がお互いの特性を活かして協力しながら事業を行うもの	市が主体的に実施し、市民が参加、協力して事業を行うもの	市の責任と主体性により市が独自に行うもの（処分・条例の制定など）	
協働がふさわしい事業例	1 地域や対象者の実情に合わせてきめ細やかで柔軟な対応が必要な事業 （高齢者・障害者・子育ての支援など） 2 地域との連携が必要な事業 （防犯・防災の活動、ごみの減量化や環境保全の活動、公園・コミュニティ施設の運営など） 3 専門性が高い事業 （芸術・文化活動など） 4 状況に応じて迅速な対応が必要な事業 （災害時のボランティア派遣など）					
成果の帰属	市民に帰属する。		取り決めにより、決めることができる。	市に帰属する。		
自助 互助 共助 公助						

【自助】自分の力だけで、自分のために、課題を解決すること。

【互助】当事者と、当事者と親しい人がお互いに協力して、自分達のために、課題を解決すること。

【共助】当事者と、当事者と親しい人が地域のために、協力して課題を解決すること。地域や市民レベルでの支え合いのこと。

【公助】行政による支援。

(5) 協働の形態

協働の形態は、個々の協働事業の目的に合った効果的で効率的な方法を選ぶ必要があります。主な協働の形態、内容等については次の表のとおりです。ただし、協働には様々な形態があり、この表に厳密にあてはめられる活動だけではありません。

また、協働の実施に当たっては、協働基本原則を踏まえた上で、お互いの特性を生かせる役割分担や責任の所在などを明らかにしていくことが大切です。

形態	内容	効果	想定される事例
実行委員会 ・ 共催	市民と市が共に主催者となって企画・運営・実施を行う方法	<ul style="list-style-type: none"> お互いが対等な立場でそれぞれの特性を生かした企画・運営・実施をすることができる。 	市民団体と市とのイベント等の共催
協定	企業や大学等と市が、一定期間、連携と協力をする方法	<ul style="list-style-type: none"> 得意分野を活かして、効果的に事業を推進できる。 	企業との防災協定 大学等との相互協力協定
協働負担金	市民と市がお互いに労力や資金を負担して協定書を締結し、事業を行う方法。	<ul style="list-style-type: none"> 市民と市がお互いの資源を活かしながら、効果的に事業を実施できる。 	市民協働推進センターの運営
協働型委託	市民と市が、対等な関係で協議を行い、仕様書や役割分担書を作成し、委託により事業を実施する方法	<ul style="list-style-type: none"> 市民の有する専門的知識や経験が生かされ、多様なサービスの提供や、先駆的な取組が期待できる。 施設等の管理運営などについて、効果的な運営や地域コミュニティの醸成・地域福祉の向上に結びつく活動が期待できる。 	協働事業提案制度を活用した事業 公共施設等を地域の住民が管理・運営する事業
事業協力	市民と市が協力して、一定期間、継続的に事業を実施する方法	<ul style="list-style-type: none"> 双方の特性や得意分野を生かすことにより、事業の相乗効果が生まれ、双方の理解が 	自主的な防犯活動を行う団体の支援として市が物品を貸与し、防犯意識の啓発や犯罪の防止

		深まる。	を図る方法等
補助	市民が行う事業に対して、市が財政的な支援を行うことで公益を実現する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の自主性・自立性が尊重され、課題に対して、創造的で先駆的な取組ができる。 	自治会活動に対する補助金等
アダプト制度	市民が市と協議・合意の上で公共施設等の清掃・美化活動を行い、市が活動に伴う物品の支給などを行う方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が地域に対する愛着を持ち、美しいまちづくりが形成される。 ・ 活動を通して地域コミュニティが活性化し、地域住民の交流が期待できる。 	市内の道路や公園及び緑地等において登録ボランティアにより環境美化活動を行う制度等
後援	市民が実施する事業の公益性を認め、市が事業を支援していくために、後援名義の使用許可を行う方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に対する社会的信頼性が増し、理解や関心が向上する。 	市民団体主催の講演会等の後援

注 アダプト制度 市民と行政の協働を進めるために全米に広まった一手法です。この制度は、地域の公共施設等に愛着を持って接し、市民が主体的かつ自主的に公共施設等を守り育てていく取組の意味でとらえられており、和光市においては、今後もさらにこの制度の活用を推進し、ボランティアの対象を広げ、活動内容の充実や参加者の拡充に努めます。

4 協働の推進に向けて

市民と市との協働を進めるために、4つの方針を定めました。今後は、協働を進める上で、責任を持って業務の分担をする対等なパートナーとして市民を位置付け、協働基本原則に基づき、以下の4つの方針により、市民と市との協働を具体的に進めていきます。



(1) 意識啓発と相互理解の推進

市民と市が協働し、よりよいまちづくりを行うためには、お互いの意識啓発と相互理解が大切です。市は「これからの中公は、市民と市との協働により成り立つ」という意識を職員全てに周知するとともに、市民に対する意識啓発や市民と市の相互理解の推進に努めます。

① 職員研修の実施と職員の能力向上・意識改革

協働に関する実効性のある職員研修を行うことにより、職員一人ひとりが協働を意識して日々の職務に取り組むよう努めます。

また、職員が積極的に市民と協働することにより、自己の意識改革に努め、地域の課題を的確に把握し、職員としてのコミュニケーションやコーディネートの能力、ファシリテーション能力を高めるよう努めます。

② 市民の意識の醸成

市民の一人ひとりが地域の課題について問題意識を持ち、まず自らが取り組むという主体的な意識が醸成されることを支援していきます。

③ 市民と市の相互理解の形成

協働を進めるためには、市民と市がコミュニケーションを深め、お互いを理解することが重要であるため、協働推進の意思を持つ団体が、相互理解と情報の共有を図ることにより、和光のまちを住みやすくすることを目的として、協働推進連絡会議を設置しました。今後も、市民と市が同じテーブルで話すことができる仕組みづくりにより、市民と市がお互いを尊重し、理解が深まるよう努めます。

(2) 協働に関する情報の共有

市民と市は、協働に関する情報を積極的に提供し、共有することが大切です。市は、情報の提供手段について工夫することにより、市民がいつでも簡単に情報を入手できるよう努めます。

① 広報、ホームページ、行政資料コーナー等による情報公開の推進

市は広報、ホームページ、市民活動支援サイト「わこう・わいわい・ネット」、twitter等に協働に関する情報を積極的に公開することにより、情報公開の推進を図ります。また、行政資料コーナーや図書館等公共施設を利用し、協働に関する情報を分かりやすく公開します。今後はFacebookやGoogle Map等の活用も検討します。

② 情報交流の推進

市民が協働に関する情報を容易に入手でき、市民相互や市民と市の双方向のコミュニケーションの活性化をする仕組みづくりのために、市民協働推進センターを設置しました。センターでは、市民交流の場の提供、市民活動の情報収集・発信などを行っています。今後も団体情報ブックや市民活動支援サイト等を活用し、情報交流を推進します。

さらに、市民と市の情報の共有化を推進するため、市民の情報発信力の向上支援に努めます。

(3) 協働システムの構築

協働を推進するためには、協働を担当する窓口機能を充実させることや、協働について検討する体制が必要です。

① 協働についての総合相談窓口の充実

市民活動の内容は広範囲にわたるため、市の担当部署もそれぞれ違ってきます。そのため、市民の協働についての相談に対する総合窓口が求められます。現在は、市民活動推進課が総合窓口となっています。相談者に対し、より的確な情報提供や人材紹介ができるように総合窓口の充実に努めます。

② 協働の推進体制の充実

市役所内の連携を図り、統一的、組織的に取り組むために、市役所内に協働を推進する横断的組織として、協働推進庁内調整委員会を設置し、また、各部署における協働推進のリーダーとして、市民と共に協働の推進に努めるために、協働推進庁内ワーキングチームを設置しました。今後については、これらの組織を活用し、ネットワーク化し、協働事業の調整等に努めます。

また、協働について専門的な議論をする場として、協働推進懇話会を設置しました。協働推進懇話会では、協働事業提案制度や協働事業の評価の検討を行っています。

③ 新たな支援制度の検討

平成22年度に協働事業提案制度を創設し、市民、市双方から協働事業が提案されています。今後の提案制度の活用として、提案制度を利用した協働事業については、他の事業との優先度や影響を確認し、より効果がある事業は、行政施策に反映できる仕組みを検討します。

また、平成24年度に、和光市まちづくり寄付金制度を創設しました。融資制度、基金制度などの財政支援の仕組みについても検討します。

(4) 協働の環境整備

市内には様々な知恵や技術を持った多くの市民がいます。市は、これらの市民を貴重な財産と考え、市民一人ひとりの力が生かされるような、協働の環境整備を推進します。

① 地域の人材を活用できる仕組みの構築

市民が地域で活躍できる環境を整えるとともに、市民の知恵や技術などの専門性についての情報を登録するなど、必要なときに必要な人材を活かすことのできる「人材バンク」のような仕組みづくりに努めます。

② 中間支援ができる人材の育成

協働を活性化するためには、個々の活動を育てていく中間支援機能が必要となります。協働について公平で中立的なコーディネーターの育成に努めます。

③ 協働の核となる拠点と地域拠点の整備

市民活動を活性化し、協働を推進するためには、いつでも活動が行えるとともに、協働の情報収集や発信、市民間の相互交流、市と協議をするための場所が必要です。そのためには、既存の施設等の活用を含めた協働についての核となる拠点を整備します。

また、協働を継続し、活性化していくためには、日常的に利用しやすい身近な地域においても活動の拠点が必要です。市は、計画的に協働に関する地域の施設を整

備します。

5 今後に向けて

この和光市協働指針は、市が作成した素案を基に市民と市が協働により検討を加えて策定したものです。策定して5年が経過し、施策の推進や社会情勢の変化があったため、見直しを行いました。今後も、協働の進展、さらには社会情勢の変化等に合わせて、適宜見直しを行っていきます。この指針を道標として、協働による住みよいまちづくりが推進されるように、市民と市との信頼関係をより一層深め、共通の目的のために双方で十分協議をして進めていくことが大切です。

なお、今後は、提案制度の活用や協働の環境づくりなどを検討することにより、協働の仕組みを整理し、より豊かなまちづくりを進めていきたいと考えています。